

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับการส่งเสริมตามมาตรการส่งเสริมการลงทุนเศรษฐกิจฐานราก
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุนที่ 11/2561
(非公式訳)

投資委員会事務局説明書
件名：投資委員会布告第 11/2561 号に基づく
地域経済（ローカルエコノミー）の投資奨励措置に基づく奨励申請

仏暦 2561 年（2018 年） 12 月 28 日付投資委員会布告第 11/2561 号地域経済（ローカルエコノミー）の投資奨励を明確化するために、投資委員会事務局は以下の通り説明する。

第 1 項 本説明書において

「地域経済（ローカルエコノミー）の投資奨励」とは、付加価値を上げ品質を高めるべく現地の農産品または材料を加工し、農業部門に対し便宜を図り、持続可能な地域観光の成長の促進を促すために現地組織（Local Organizations）に参画・支援をすることで、仏暦 2561 年（2018 年） 12 月 28 日付投資委員会布告第 11/2561 号「地域経済（ローカルエコノミー）の投資奨励措置」に基づき、地域の農業および農産品加工・軽工業・地域観光事業に投資またはそれらのビジネスを行うことを指す。

「現地組織（Local Organizations）」とは、関連機関もしくは地方自治体に登録した、農業および農産加工・軽工業・地域観光事業のいずれかに該当する事業を営んでいる協同組合またはコミュニティ企業（Community Enterprises）を指す。

「農業および農産品加工事業」とは、食品、菓子、飲料、特産品（石鹼、シャンプー、香料）の製造等、現地農産品の付加価値を上げかつ関連する事業を指す。

「軽工業における事業」とは、現地の衣服や装飾品の製造、現地の手工芸品の製造、現地の土産品の製造等、現地材料の付加価値を上げかつ関連する軽工業における製造事業を指す。

「地域観光事業」とは、国王陛下イニシアチブの観光スポット事業、「OTOP イノライフ（inno-life）観光地域」プロジェクトの下での地域観光スポット事業、田植え体験や動物の糞からの紙づくり体験などの地域のポテンシャルを活用する活動を行う体験（WORKSHOP）観光スポット事業など、地域のポテンシャル、ローカルカルチャーのアイデンティティ、そして地域天然資源を使用することで経済的利益および社会的利益を生み出しかつそれらに関連する観光事業を指す。

「現地組織支援への投資金額」とは、奨励申請者がその地域の競争力を向上させるために現地組織（Local Organizations）に支援する（土地代および運転資金を除く）投資金額および費用を指す。

第2項 奨励申請者の資格

既存の被奨励事業であり、かつ奨励申請時点で投資委員会が定めた投資奨励対象業種に該当する事業であること。尚、法人所得税の免除または減税期間終了後、もしくは法人所得税免除の恩典が付与されていない事業の場合のみ奨励申請ができる。

第3項 奨励付与の条件

3.1 奨励申請者は仏暦 2562 年（2019 年）1 月 2 日から仏暦 2563 年（2020 年）12 月 30 日までに「地域経済（ローカルエコノミー）の投資奨励措置に基づく投資奨励申請書（F PA PP 39）」を提出すること。

3.2 奨励申請者は農業および農産品加工・軽工業・地域観光事業のいずれかの対象事業に支援する者でなければならない。

3.3 各プロジェクトにつき、投資金額が（土地代および運転資金を除く）100 万バーツ以上であり、現地組織（Local Organizations）の各事業毎につき 20 万バーツ以上支援すること。

3.4 審査用のために製造技術の移転計画、マネジメント改善計画、地域製品改良計画、マーケティング発展計画などの様々な開発計画を有する現地組織（Local Organizations）との協力計画を提出すること。尚、支援を受ける者の資格については協力計画詳細の審査においてケースバイケースで検討する。

第4項 地域経済（ローカルエコノミー）の投資奨励措置に基づく投資金額 審査

4.1 法人所得税免除対象の金額を決定するための投資金額の計算は第 5.4 項における条件に基づき、奨励申請書の提出日から操業開始終了日まで発生した投資金額（土地代及び運転資金を除く）および費用を対象とする。

4.2 法人所得税免除の対象となる投資金額（土地代及び運転資金を除く）および費用は以下の通りである。

4.2.1 建設費とは以下のものを含む。

- (1) 自社で建設する場合、工場、公共施設、設備の建設費、増築費または改築費を含む。
- (2) 既存の建物の買い取りまたはそれらを使用の場合、売買契約における金額または投資奨励申請より 1 期前の決算書における簿価を使用すること。
- (3) 建物または工場の賃借の場合、賃借契約における賃料を使用する。但し、賃借期間は 3 年以上でなければならない。尚、税額とする金額は法人所得税対象期間を超えてはならないものとする。
- (4) 建物のみ投資の場合、クローズドシステムの製造に対応できる建物の建設または改築など指定範囲に基づく能力向上を支援するための建物の建設またはそれらの改築であること。

4.2.2 機械代金、設置費、試運転費とは以下のものを含む。

- (1) 機械の買い取りの場合、機械代金、機械設置費、試運転費、エンジニアリング費、設計料金など機械代金に含まれる技術料を意味する。
- (2) ハイヤーパーチェスまたはリースの場合、ハイヤーパーチェスまたはリース契約における金額を使用すること。尚、税額とする金額は法人所得税対象期間を超えてはならないものとする。
- (3) 機械の賃借の場合、賃借契約における金額を使用すること。但し、契約期間は 1 年以上でなければならない。尚、税額とする金額は法人所得税対象期間を超えてはならないものとする。
- (4) 機械の抵当の場合、簿価を使用すること。
- (5) 基幹設備でないものに投資する場合、自動包装システム (AUTOMATIC PACKAGING SYSTEM)、真空包装システム (VACCUUM PACKAGING SYSTEM)、無菌化包装システム (ASEPTIC PACKAGING SYSTEM) など既存の製造を向上させるために最新システムを有する機械に投資すること。

4.2.3 農業および農産品加工の技術教育研修に係る費用、顧問料、製品登録の手数料、製品・包装設計費用など、委員会が同意した現地組織 (Local Organizations) の事業開発及び製造基準向上のために国内で発生した費用

尚、上記の投資金額 (土地代及び運転資金を除く) および費用は確認できる証拠がある事。

第 5 項 法人所得税免除恩典行使の確認指針および基準

各年度に恩典行使の希望がある被奨励者は各業種の基準および条件に従い、恩典行使を申請しなければならない。法人所得税免除恩典行使の確認指針および基準は以下の通りである。

5.1 法人所得税免除対象の収入は本措置下の新版の奨励証書取得後に発生する収入であり、起点日は奨励証書発給日の翌日からとする。

5.2 法人所得税免除恩典行使については被奨励者が奨励申請日から実際に投資する金額の 120% を上限とし法人所得税免除恩典を行使できる。尚、各会計期間のそのプロジェクトによる純利益の全額から恩典を行使すること。それらの一部だけ切り離して行使する事は出来ない。

5.3 被奨励者に純利益が生じたにも拘らず、法人所得税免除の恩典行使を希望せず、法人所得税を納付した年は、納付された法人所得税額が奨励証書に基づく法人所得税免除金額から引かれない。しかし、法人所得税免除期間は奨励証書に基づくプロジェクトの収入が発生した日から継続して数えられる。

5.4 法人所得税免除金額の換算に使用するためのプロジェクト投資金額の計算は以下の2つの場合において審査される。

5.4.1 奨励証書発給日から3年間以内に操業開始を申請する場合、投資金額は奨励申請日から操業開始申請日まで計算される。

5.4.2 奨励証書発給日から3年後に操業開始を申請する場合、投資金額は奨励申請日から奨励証書発給日から3年間満了となる日まで計算される。

尚、操業開始延長が許可された場合は、協力計画に向けて実施するための延長のみとする。しかし、奨励証書発給日から3年後以降の投資金額は法人所得税免除対象外となる。

5.5 事務局は新版の奨励証書が発給された後、旧版の奨励証書を取り消す。

第6項 農業および農産品加工・軽工業・地域観光事業といった指定事業において参画・支援を行っている奨励申請者については、現地組織（Local Organizations）に共同で参画・支援を希望する1名以上の奨励申請者がいる場合、参画・支援を行う奨励申請者全員が一緒に奨励申請書を提出しなければならない。尚、法人所得税免除対象金額は現地組織（Local Organizations）への支援で実際に発生した各自の投資金額（土地代及び運転資金を除く）および費用から計算する。また、本措置に基づく恩典行使の重複が発生しないように、地域経済（ローカルエコノミー）の措置に基づき支援を受ける者である現地組織（Local Organizations）による投資奨励申請は不可とする。

以上、お知らせする。

投資委員会事務局

仏暦 2562 年（2019 年）5 月 3 日